

本会議における質疑・質問等についての議会基本条例での規定等について

			旭川市	横須賀市	長野市	岡崎市	
①議会基本条例において、本会議における質疑・質問方法を規定していますか。			規定していない。	規定している。	規定している。	規定している。	
②質疑・質問方式については、一問一答方式を採用していますか。			(一問一答方式の具体的な実施方法について、議会運営委員会が協議中の段階。)	採用している。	採用している。 (代表質問に一問一答方式は採用していない。)	採用している。 (代表質問は一括質問一括答弁方式のみ)	
③一問一答方式で質問、答弁を行う場合の運用	(i) 質問時間(持ち時間)	個人質問	—	40分	30分 (一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制)	50分	
		代表質問	—	20分	(参考) 40分(一括質問一括答弁方式)	(参考) 45分(一括質問一括答弁方式)	
	(ii) 質問時間の算出方法	個人質問	—	一問一答導入前の質問時間を参考に算出(以前より10分ふえた。)	質問時間と答弁時間を合わせた時間のうち、質問時間35%、答弁時間65%をおおむねの目安とし、答弁時間を含め、申し合せに定める定例会ごとの総時間(3月=15時間、12月=10時間、6・9月=13時間、改選期9月=9時間)となるように、逆算して算出。	—	
		代表質問	—	一問一答導入前の質問時間を参考に算出(以前より10分ふえた。)	(参考) 1人の質問時間は答弁を除き40分以内(おおむね答弁を含め2時間以内を目標とする。)	—	
	(iii) 持ち時間に答弁時間を含むか。	個人質問	—	含まない。	含まない。	含む。	
		代表質問	—	含まない。	(参考) 含まない。	(参考) 含まない。	
	(iv) 再質問の回数制限	個人質問	—	ない。	ない。	ない。 (一括質問一括答弁方式の場合のみ2回の回数制限)	
		代表質問	—	ない。	(参考) ない。	(参考) ある。(2回)	
	(v) 一問一答方式採用による変化	メリット	—	質疑の後、すぐに答弁があるため、答弁者の考え方が分かりやすい。	質問内容が明確で、市民等にも分かりやすい。	より分かりやすく、効率的な質疑応答が行われている。	
		デメリット	—	会議時間が長くなる。	おおむね質問時間35%、答弁時間65%の比率を目安に行っているが、質問者により質問時間と答弁時間の比率が異なってしまう。	質問が細かくなり、単に数値を確認だけのやりとりになってしまうことがある。	
(採用後の)変化		—	議論が活発になった。会議時間が長くなった。	質問事項ごとに再質問を行うことができるため、議論を深めることができる。	傍聴者から、分かりやすいとの意見が出ている。		
④議会基本条例において、市長等からの質問(反問)について規定しているか。			規定している。	規定していない。	規定していない。	規定している。	
⑤市長等からの質問(反問)について	(i) 市長等からの質問(反問)について、趣旨確認等の制約条件を		付していない。(反問するに当たっては、本会議の場合は議長、委員会の場合は委員長の許可が必要であり、その場合、反問の目的・趣旨を明らかにしなければならないルールとなっているが、反問の範囲や対象については特に制約は設けていない。)	—	—	付していない。	
	(ii) 制約条件を付した理由・経緯		—	—	—	—	
	(iii) 反問を認めることによる変化	メリット	実施された例はないが、現段階では、論点の明確化による議会審議の充実と活性化であると考えられる。	—	—	—	質問の内容を明確にし、論点を深めることができている。
		デメリット	実施された例がないため、現段階では不明。	—	—	—	議員の質問時間が減る。
		(採用後の)変化	実施された例がないため、現段階では不明。	—	—	議員が質問の内容をさらに精査するようになった。	

		豊 田 市	姫 路 市	福 山 市	下 関 市 ※	
①議会基本条例において、本会議における質疑・質問方法を規定していますか。		規定していない。 本会議における質疑等の規定はないが、「議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。」という規定(第6条第2項)があるため、 ②以降も記載。	規定している。	規定している。	規定している。 (代表質問及び一般質問について定めており、質疑及び個人質問は申し合せによっている。なお、代表質問は平成25年3月から実施予定。)	
②質疑・質問方式については、一問一答方式を採用していますか。		採用している。	採用している。	採用している。	採用している。 (代表質問及び一般質問は一問一答方式(代表質問の初回は除く)とし、質疑及び個人質問は一括質問一括答弁としている。)	
③一問一答方式で質問、答弁を行う場合の運用	(i) 質問時間(持ち時間)	個人質問	30、40、50または60分	30分	会派に属する議員は、一定例会当たりの会派への配分時間内(3月定例会:会派均等割20分+所属議員数割、3月定例会以外:会派均等割60分+所属議員数割)でかつ1人120分以内とし、会派に属さない議員は1人30分以内とする。	一般質問60分 (参考) 個人質問10分(一括質問一括答弁方式)
		代表質問	60分	一問一答方式はない。	1会派120分以内(3月定例会のみ実施)	120分
	(ii) 質問時間の算出方法	個人質問	会派割当て質問時間は、一定例会あたり会派持ち分10分と所属議員1人あたり20分の合計時間とし、毎年度ごとの定例会内で、60分以内に限り前倒し又は繰り越すことができる。ただし、会派に属さない議員の割当て質問時間は1人あたり30分とする。	1人当たり30分 (会派持ち時間の範囲内で最高1人当たり30分)	一般質問については、一定例会の一般質問に充てる日数(総時間数)を上限に、上記質問時間(持ち時間)のとおりに算出。	一般質問…不明 (参考) 個人質問 …それまでの質問時間の平均を参考として決定
		代表質問	質問者は各会派代表1名とし、その質問時間は、会派持ち分30分と会派所属議員数1人あたり2分の合計時間とする。ただし、上限60分とし、分単位は切り上げるものとする。	—	従来から1日2会派、おおむね2時間ずつ行っていたものを採用。	不明
	(iii) 持ち時間に答弁時間を含むか。	個人質問	含む。	含まない。	含む。	一般質問…含む。(参考)個人質問…含む。
		代表質問	含まない。	—	含む。	含む。
	(iv) 再質問の回数制限	個人質問	ない。	ない。	ない。	一般質問…ない。(参考)個人質問…ある。(2回)
		代表質問	ある。 (施政方針、教育行政方針に対し、それぞれ2回以内)	—	ない。	ない。
	(v) 一問一答方式採用による	メリット	事務局…傍聴者(中継しているケーブルテレビの視聴者を含む)にとって分かりやすい。 執行部…答弁漏れが少なくなる。	議員と理事者との質疑・応答の回数がふえ、議論が深まる。	一括質問一括答弁に比べ、論点・争点が市民にわかりやすい。	問いに対する答えが明瞭となり、理事者側の答弁漏れがなくなる。 1つの質問項目に対して何度でも質問できるため議論が深まる。
		デメリット	議員…1回の答弁ごとに再質問や所感を述べるため、導入前の同じ時間に比べて質問数が減った。 事務局…質問回数の制限がなくなり、再質問が続いた場合、通告外かどうかの判断が難しい。	特になし。	質問回数の制限(3回まで)もなくなったため、答弁者(執行部)の負担が増加した。	質問への答弁を受けての次の質問に際し、当初の質問項目から内容がずれてくることもある。
(採用後の)変化		答弁を聞き、不明な点、確認したい点などの再質問が行いやすくなった。	議論が深まり、議会が活性化している。	導入後、2回の定例会の実施のみのため明らかでない。	一括質問一括答弁の時と比べると質問者数がふえ、1人当たりの質問時間もふえた。	
④議会基本条例において、市長等からの質問(反問)について規定しているか。		規定している。	規定している。	規定している。	規定している。	
⑤市長等からの質問(反問)について	(i) 市長等からの質問(反問)について、趣旨確認等の制約条件を		付している。	付していない。	付している。	付している。
	(ii) 制約条件を付した理由・経緯		反問というお互い言い合うだけの形ではなく、確認の機会を付与し論点を明確にすることで、しっかり議論できる体制が確立される。	—	基本条例を検討する際の議論の中で、賛否両論あったが、多くのスタッフを持つ執行部と議会とは違うこと、執行部の権限の拡大、議会の質問権の制約にもつながりかねないとの意見があった。	特別委員会の協議において、時間制限のある中で長々と持論を述べられたり、反問権の濫用によって質問者と答弁者が反対になってはいけぬなどの意見があり、議長または委員長の許可を得た上で議員の質問に対する論点整理のために行う質問に留めている。
	(iii) 反問を認めることによる	メリット	発言の趣旨等を確認することによって、明確な答弁ができる。	反問をすることによって、理事者が議員の質疑・質問に対して、より適切な答弁ができるようになった。	質問の趣旨が不明確なときにその確認ができ、適切な答弁が行える。	実績がないので不明。
		デメリット	時間計測の中止や再開など、細かな事務作業が発生する。	特になし。	行使の内容によっては議員が質問しにくくなることも考えられる。	実績がないので不明。
(採用後の)変化		趣旨を確認することにより、質問と答弁が一致しない事例が減った。	大きな変化はない。	反問権行使の例がないため明らかでない。	実績がないので不明。	

※ 下関市では、6・9・12月の定例会において、市の一般事務に関する質問である一般質問(個人制)を実施。
また、3月定例会では、新年度の市長施政方針と新年度予算に対する会派代表制による代表質問と新年度予算に対する個人質問(新年度予算に対する質疑に近い発言方法)を行っている。

		久留米市	長崎市	大分市	集 計	
①議会基本条例において、本会議における質疑・質問方法を規定していますか。		規定していない。	規定していない。	規定している。	・規定している。 …7市 ・規定していない。 …4市	
②質疑・質問方式については、一問一答方式を採用していますか。		—	採用している。	採用している。	・(基本条例にて規定の7市中)採用…7市 ・(基本条例にて規定していない4市中)採用…2市	
③一問一答方式で質問、答弁を行う場合の運用	(i) 質問時間(持ち時間)	個人質問	—	60分	60分	—
		代表質問	—	90分	120分(総括質問(3人以下の会派)は90分以内)	—
	(ii) 質問時間の算出方法	個人質問	—	会派持ち時間(会派所属人数×30分)の範囲内で1人60分以内。	先例で規定。	—
		代表質問	—	2人以上の会派を対象に各会派1人ずつで、2人の会派60分。3人以上の会派90分。	先例で規定。	—
	(iii) 持ち時間に答弁時間を含むか。	個人質問	—	含む。	含む。	(採用9市中) 含む…5市、含まない…3市、一括質問一括答弁方式…1市
		代表質問	—	含む。	含む。	(採用9市中) 含む…4市、含まない…2市、一括質問一括答弁方式…3市
	(iv) 再質問の回数制限	個人質問	—	ない。	ない。	(採用9市中) ない…8件、ある…0件、一括質問一括答弁方式…1市
		代表質問	—	ない。	ある。(3回)	(採用9市中) ない…4件、ある…2件、一括質問一括答弁方式…3市
	(v) 一問一答方式採用による	メリット	—	議論が深まり市民に分かりやすいものとなった。	傍聴者には、質問、答弁のやりとりが理解しやすい。	—
		デメリット	—	なし。	なし。	—
(採用後の)変化		—	ケーブルテレビやインターネット中継を視聴する市民からの放映に関する問い合わせがふえた。	議員と執行部間で緊張感が出てきた。	—	
④議会基本条例において、市長等からの質問(反問)について規定しているか。		規定していない。	規定している。	規定している。	・規定している。 …8市 ・規定していない。 …3市	
⑤市長等からの質問(反問)について	(i) 市長等からの質問(反問)について、趣旨確認等の制約条件を		—	付していない。	付している。	(基本条例にて規定の8市中) ・制約条件を付している。 …4市 ・制約条件を付していない。 …4市
	(ii) 制約条件を付した理由・経緯		—	—	より議論を深める事を目的として反問を認めるため、反問の内容では数値的なものや統計的な事項を除いたものとした。	—
	(iii) 反問を認めることによる	メリット	—	論点や争点が明確となる。議員(質問者)側もより十分に研究し緊張感をもって質問する。	実績がないため不明。	—
		デメリット	—	なし。	実績がないため不明。	—
(採用後の)変化		—	市長以外が反問するところまでには至らない。	実績がないため不明。	—	